

愛知県公報

発行／愛知県 編集／総務局総務部法務文書課 (毎週火・金曜日発行)

目次 規則

○押印を求める手続の見直し等のための関係規則の整備に関する規則	第80号	(総務局総務課)	1
---------------------------------	------	----------	---

規 則

押印を求める手続の見直し等のための関係規則の整備に関する規則をここに公布する。
令和二年十二月二十八日

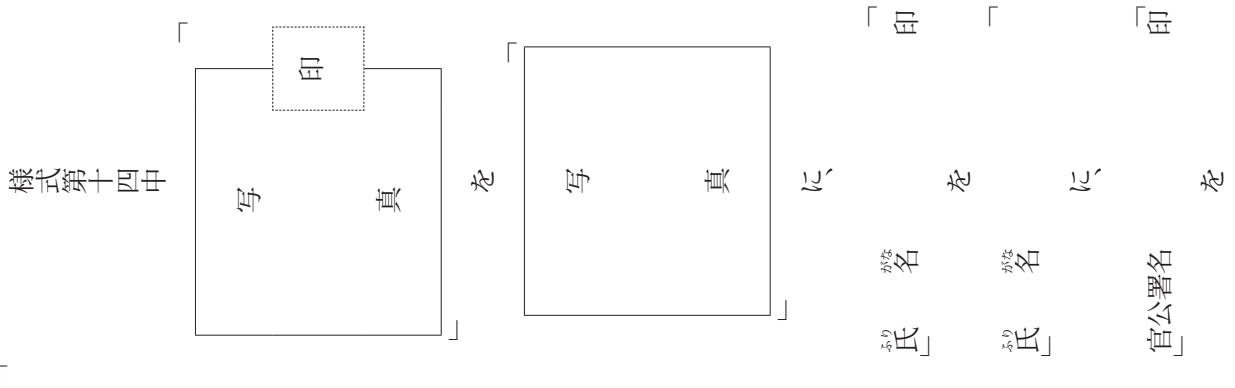
愛知県知事 大村 秀章

愛知県規則第八十号

押印を求める手続の見直し等のための関係規則の整備に関する規則
(県吏員職員退職給与金遺族扶助料給与細則の一部改正)

第一条 県吏員職員退職給与金遺族扶助料給与細則(大正十三年県令第二十二号)の一部を次のように改正する。

第二十八条の三第三項を削る。
様式第一から様式第十三までの規定中「印」を削る。



に改め、同様式備考中第三号を削り、第四号を第三号とする。

官公署名

様式第十五から様式第二十二の二までの規定中「印」を削る。



- 二十八 愛知県臨港地区区分区内構築物規制条例施行規則（昭和四十二年愛知県規則第十号）別記様式
- 二十九 火薬類取締法施行細則（昭和四十二年愛知県規則第二十七号）様式第一から様式第三まで、様式第六、様式第十及び様式第三十
- 三十 毒物及び劇物取締法施行細則（昭和四十二年愛知県規則第四十五号）様式第三から様式第五まで
- 三十一 麻薬及び向精神薬取締法施行細則（昭和四十二年愛知県規則第四十六号）様式第一から様式第八の二まで、様式第十から様式第十一の二まで、様式第十二(イ)、様式第十三、様式第十四及び様式第十六
- 三十二 愛知県国土交通省所管公共用財産管理規則（昭和四十三年愛知県規則第二号）様式第一から様式第三まで及び様式第六から様式第八まで
- 三十三 愛知県中小企業高度化資金貸付規則（昭和四十三年愛知県規則第五号）様式第一及び様式第三から様式第六まで
- 三十四 愛知県公営管理規則（昭和四十三年愛知県規則第十八号）様式第二
- 三十五 愛知県漁港管理規則（昭和四十四年愛知県規則第十四号）様式第一から様式第五まで、様式第八から様式第九（その四）まで及び様式第十二
- 三十六 愛知県漁業近代化資金利子補給規則（昭和四十四年愛知県規則第四十二号）様式第一から様式第三まで
- 三十七 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則（昭和四十五年愛知県規則第五十三号）様式第二から様式第四まで及び様式第六から様式第九まで
- 三十八 愛知県立総合看護専門学校学則（昭和四十六年愛知県規則第六十九号）様式第三、様式第四、様式第六及び様式第九
- 三十九 県立愛知看護専門学校学則（昭和四十八年愛知県規則第十号）様式第三、様式第四、様式第六及び様式第九
- 四十 地すべり等防止法施行細則（昭和四十九年愛知県規則第四十二号）様式第一から様式第五まで、様式第八及び様式第九
- 四十一 県民の消費生活の安定及び向上に関する条例施行規則（昭和五十一年愛知県規則第五十七号）様式第二(イ)、様式第五、様式第六備考以外の部分、様式第八備考以外の部分及び様式第九備考以外の部分
- 四十二 愛知県道路管理規則（昭和五十二年愛知県規則第十三号）様式第一、様式第二、様式第八から様式第十三まで及び様式第十五
- 四十三 愛知県都市公園管理規則（昭和五十一年愛知県規則第三十三号）様式第一（その一）から様式第五まで、様式第七、様式第八及び様式第十二の二から様式第十五まで
- 四十四 愛知県の管理する港湾の港湾区域内及び港湾隣接地域内における工事等の規制に関する規則（昭和五十三年愛知県規則第二十一号）様式第一（その一）から様式第六まで、様式第八、様式第十及び様式第十一
- 四十五 愛知県県営農村生活環境基盤整備事業分担金徴収条例施行規則（昭和五十三年愛知県規則第二十六号）様式第二
- 四十六 海岸法施行細則（昭和五十六年愛知県規則第二十九号）様式第一から様式第六まで、様式第八、様式第九及び様式第十二
- 四十七 臨床検査技師等に関する法律施行細則（昭和五十六年愛知県規則第七十三号）様式第二から様式第六まで
- 四十八 愛知県立農業大学校規則（昭和五十八年愛知県規則第五十七号）様式第一及び様式第三
- 四十九 動物処理場等に関する条例施行規則（昭和五十九年愛知県規則第七十一号）様式第一及び様式第四
- 五十 興行場法施行細則（昭和五十九年愛知県規則第七十六号）様式第一（その一）備考以外の部分及び様式第六
- 五十一 浄化槽法施行細則（昭和六十年愛知県規則第六十七号）様式第一備考以外の部分及び様式第二から様式第四まで
- 五十二 浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則（昭和六十年愛知県規則第六十八号）様式第一及び様式第五から様式第八まで
- 五十三 公衆浴場法施行細則（昭和六十一年愛知県規則第五十三号）様式第一（その一）備考以外の部分及び様式第七
- 五十四 愛知県畜産総合センター規則（平成三年愛知県規則第三十四号）様式第四から様式第六まで
- 五十五 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則（平成九年愛知県規則第四号）様式第三備考以外の部分
- 五十六 特定非営利活動促進法施行細則（平成十年愛知県規則第八十七号）様式第一から様式第十五まで及び様式第十七から様式第二十四まで
- 五十七 大麻取締法施行細則（平成十二年愛知県規則第百二号）様式第一から様式第七まで
- 五十八 覚醒剤取締法施行細則（平成十二年愛知県規則第百四号）様式第一から様式第十六まで
- 五十九 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行細則（平成十三年愛知県規則第六十五号）様式第一及び様式第四

様式第二十五中

経	過
貸付期間	返納年月日
から まで	
から まで	
から まで	

経	過	受領印
貸付期間	返納年月日	
から まで		
から まで		
から まで		

を

に改める。

「 印 「

様式第三十三中

「 査員印
検 職 氏 」 を 「 査員名
検査職員 氏 」 に、

を に改める。

〔 名称及び
代表者氏名 〕

〔 名称及び
代表者氏名 〕

様式第四十一、様式第五十一及び様式第五十二中「印」を削る。

(建築士法施行細則の一部を改正する規則による改正前の建築士法施行細則の一部改正)

第七十二条 建築士法施行細則の一部を改正する規則(令和二年愛知県規則第九号)附則第二項の規定によりなおその効力を有することとされる同規則による改正前の建築士法施行細則の一部を次のように改正する。

「 名)

様式第一中

を削る。

「 署)

附 則

- 1 この規則は、令和三年一月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の各規則の規定に基づいて作成されている申請書その他の用紙は、改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。